

2021年(令和3年)10月18日(月曜日)

日本補償コンサルタント復興支援協会(川畠清夫会長)は14日、長野県須坂市と「災害の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」を結んだ。災害時に市の要請を受けて公費解体や損壊家屋などの罹災証明、堆積土砂排除事業などを支援する。実施に当たっては原則、長野県内の会員を活用する。

同協会は、2019年の台風19号災害で公費解体支援業務を同市内で25件実施し、ことし3月には市から感謝状を贈呈された。

三木正夫市長との協定締結後、川畠会長は「協会の持つ知見・経験などを踏まえて災害の復旧・復興に関する情報をできるだけ多く須坂市と共有していく」と話した。



災害の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定 締結式  
一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会  
川畠会長(左)と三木市長

## 須坂市と災害支援協定 補償コン復興支援協